

国民年金保険料は

前納と早割がお得です

前納

ある一定期間分の保険料を前もって納めることで保険料が割り引かれる制度です。期間は2年、1年、半年の3種類があります。

◆2年前納（口座振替のみ可）

2年度分（4月分～翌々年3月分）の保険料を、初年度当初の4月末までに納める方法です。

◆1年前納

1年度分（4月分～翌年3月分）の保険料を、年度当初の4月末までに納める方法です。

◆半年前納

年に2回、半年分ずつ前払する方法で、4月分～9月分を4月末までに、10月分～翌年3月分を10月末までに納める方法です。

納付の方法

納付書払いとクレジット払い、口座振替があり、口座振替はさらに割引があります。

前納種類別の平成27年度割引額一覧表

※平成28年度の割引額は保険料額により決定します。

納付方法	納付書払い クレジット払い	口座振替
2年前納 (口座振替のみ可)	—	15,360円割引
1年前納	3,320円割引	3,920円割引
半年前納	760円割引	1,060円割引

◆納付書払いの場合

4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書の「1年前納用」か「半年前納用」を使って、全国の金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付します。

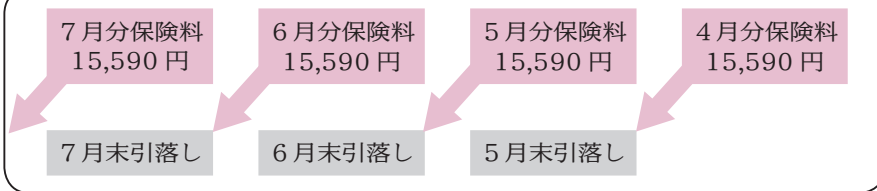
◆クレジット払いと口座振替の場合

新規で希望する場合は、2月下旬までに年金事務所にお申し込みください。2年前納（口座振替のみ可）と1年前納は4月末日に、半年前納は4月末日と10月末日に引き落としされます。

早割

通常の口座振替は翌月末の引き落としですが、当月末に引き落としとして前納することで保険料が割り引かれる制度です。申し込むと、翌月末の初回口座振替時に2カ月分（初回分と2回目分）の保険料が引き落としになります。2カ月目から50円割引となります。希望する人は年金事務所へお申し込みください。

通常の口座振替



早割の口座振替



※目安として平成27年度の保険料（月15,590円）で表示

国民年金保険料の納付にお困りの人は、免除制度をご利用ください。保険料を未納のままにしておくと、障がいを負ったり亡くなったりしたときに、障害年金や遺族年金が支給されないことがあります。

保険料は毎月忘れずに納めましょう。

所得が少ない、失業したなどの理由で保険料を納めるのが難しい場合は、世帯の所得に応じて保険料の全部か一部の

納付が免除・猶予される「**保険料免除制度**」がありますのでご相談ください。



問合せ先

国保ねんきん課 ☎33 4 1 0 5
八代年金事務所（萩原町2-11-41）
国民年金課 ☎35 6 1 4 3